

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則一部を改正する規則の施行について

気水第252号

平成17年2月8日

神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成16年神奈川県条例第22号。以下「改正条例」という。）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年神奈川県規則第52号。以下「改正規則」という。）が、平成16年3月30日に公布されたところです。

改正条例及び改正規則の趣旨、改正の内容、施行期日及び運用上留意すべき事項につきましては、先に通知したところですが、平17年4月1日から施行される改正条例及び改正規則に係る運用上留意すべき事項については、別紙のとおりとしましたので、施行にあたりましては適正かつ円滑に行われますようお願いいたします。

## 別紙

### 第1 運用上留意すべき事項

#### 化学物質関係

#### 1 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号。以下「条例」という。）第2章「指定事業所の設置等の手続等」について

##### （1）第2節「環境配慮書の提出等」について

##### ア 環境配慮書の提出（条例第16条関係）

指定事業所の設置許可又は変更許可の申請時に提出を義務付けていた環境配慮書の記載事項として、条例第40条の3に定める指針に基づき行う安全性影響度の評価及びその低減に向けた配慮に係る事項を追加した。これに伴い、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の施行について（平成10年3月31日環総第128号）の別紙に規定する環境配慮書の標準様式1を別紙のとおり改めることとした。

##### イ 環境配慮書の提出を要する事業所（神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号。以下「施行規則」という。）第21条関係）

##### （ア）指定事業所で常時使用する従業員が50人以上である事業所

環境配慮書に「安全性影響度の評価」に係る事項について記載することを追加することとした。これは、指定事業所の設置または変更に伴う施設の設置や、取扱工程等の改善の機会を捉えて、化学物質による環境汚染の未然防止の面から、より効果的な対策をとるよう配慮することを促すため、新たに設けたものである。

##### （イ）指定事業所で常時使用する従業員が30人以上である事業所

これまで、環境配慮書を提出する指定事業所は、常時使用する従業員の数が50人以上の指定事業所と施行規則で規定していたが、施行規則の改正により、従来から化学物質の適正な管理に関する指針に基づき指導していた常時使用する従業員の数が30人以上の指定事業所に対しても、「化学物質の適正な管理」、「安全性影響度の評価」及び「環境に係る組織体制の整備」等に係る環境配慮書の提出を義務付けることとした。

##### ウ 環境管理事業所の認定（条例第18条関係）

認定の基準に「安全性影響度（化学物質の安全性に着目した環境への影響度）の評価を実施し、その評価結果に基づき安全性影響度の低減に必要な措置を講じていること。」を追加した（施行規則第24条第3号）。

これは、新しい自主管理の方法の一つとして、環境管理事業所は安全性影響度を評価し、安全性影響度を低減するための取組を行う必要があるとしたものであり、環境管理事業所認定申請書に記載することとした（施行規則第26条）。

#### 2 条例第5章「事業所における環境負荷の低減」について

(1) 化学物質の適正な管理について

ア 化学物質の適正な管理に関する指針（条例第40条関係）

条例改正にあわせて、また、事故等の発生状況を踏まえて、本指針の見直しを行った。

具体的には、災害及び事故対策、化学物質を含む廃棄物の適正な保管についての規定を充実させ、また、必要な情報収集及び整理について特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「P R T R法」という。）の趣旨を踏まえて規定することとした。

さらに、P R T R法への対応として、新たに条例化した安全性影響度の評価等についての規定を追加し、併せて土壌への漏洩の把握、代替物質導入の考え方について規定することとした。

イ 安全性影響度の評価（条例第40条の2関係）

指定事業所の設置者は、評価対象物質（P R T R法第1種及び第2種指定化学物質）について安全性影響度の評価と、その低減措置を実施するよう努めることとした。これは安全性影響度の評価に基づき、指定事業所の事業者に対して、環境への負荷が大きい工程、優先的に取り組むべき工程等を認識させ、排出削減目標と費用対効果を検討することにより、安全性影響度の低減に向けて自主的な取組を推進することをねらいとしたものであって、評価方法等については条例第40条の3に規定する指針等で定めることとした。

また、化学物質の安全性影響度の評価及び低減に向けた取組の重要性を考慮し、今回の改正規則で、環境管理事業所の認定基準に「安全性影響度の評価を実施し、その評価結果に基づいて安全性影響度の低減について必要な措置を講じていること」（施行規則第24条第3号）を追加することとした。

ウ 化学物質の安全性影響度の評価に関する指針（条例第40条の3関係）

安全性影響度の評価方法は、指針に定めているが、基本的には、指定事業所で取り扱われるそれぞれの評価対象物質ごとに

【化学物質の取扱量】×【排出係数】×【毒性値係数】

を算出し、すべての評価対象物質の合計値を当該指定事業所の環境への安全性影響度として評価するものである。これは、「神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針」（平成5年10月1日施行）に基づき、先端技術産業に係る事業所・研究所等を新規に設置する場合に実施してきた指導内容を簡素化し、一般の指定事業所においても容易に実施できるようにしたものである。

なお、安全性影響度の評価の結果に基づきその低減に取り組む場合は、条例第42条で規定される化学物質の管理に関する目標（以下「化学物質管理目標」という。）を設定し、その進行管理をすることが有効であることから、目標設

定の考え方についても定めることとした。

エ 県による化学物質情報の提供（条例第41条関係）

県は、これまで事業者の化学物質の適正管理に資するため、神奈川県化学物質安全情報提供システム（通称KIS-NET）等により化学物質に関する情報の提供を行ってきたが、今後の化学物質対策を進める上で化学物質の管理の状況等に対する県民の理解の増進が極めて重要であることから、知事の責務として、県民に向けて化学物質に関するパンフレット等の情報を提供することとした。

オ 化学物質の削減に向けた取組の推進等（条例第42条関係）

（ア）P R T R法に基づく届出対象事業者による化学物質の環境への排出の削減に向けた取組を推進するため、化学物質の自主管理の強化にむけた具体的な取組内容を規定した。なお、本条項は、改正前の条例ではMSDSの交付について規定したものであったが、MSDSがP R T R法等に規定されたことを受けて全面改正した。

a 化学物質の排出抑制に向け事業者の自主管理の適正な実施を図るため、化学物質管理目標の作成等を義務付けるものである（条例第42条第1項関係）。化学物質管理目標の作成及び報告の対象である化学物質は、P R T R法の第一種指定化学物質とした。

化学物質管理目標は、事業所の業種特性や立地特性及び各事業所の設備や新技術の導入予定などを踏まえて各事業者が作成するものであり、P R T R法の第一種指定化学物質等取扱事業者は、同法第5条第2項の規定に基づいて排出量等の届出を行う際に、当該届出に係る化学物質ごとに、当該届出を行う年度、つまり排出量を把握した翌年度以降における化学物質の取扱量を把握し、それに基づき化学物質管理目標を作成し知事に報告することとした（施行規則第40条及び第40条の2関係）。ここで、化学物質管理目標に定めるべき事項は施行規則第40条第1項に規定するところによるが、作成上の目標数値基準は設けていない。

なお、化学物質管理目標は、基本的には全てのP R T R法届出物質ごとに作成する必要があるが、取扱量の削減や代替物質への変更等を化学物質管理目標作成に当たっての指標とすることが困難である事業所については、日常の維持管理の徹底や将来的な施設改善の予定等化学物質の管理に当たっての基本的考え方を定めることでも差し支えないものとする。

b 化学物質管理目標の達成状況の報告（条例第42条第2項関係）

化学物質管理目標を作成した事業者は、当該目標の達成の状況については、翌年度のP R T R法に基づく届出の際にあわせて報告することとした。

なお、化学物質管理目標及びその達成状況の報告は、P R T R法の届出

窓口と同じ県の各地区行政センターに提出することとしたが、改正条例に基づき化学物質の削減対策を促進するうえで不可欠な情報であることから、それぞれの事業所が所在する市町村に対しても県から情報提供する。

c 県民に対する化学物質管理目標及びその達成状況に関する情報の提供  
(条例第42条第4項関係)

事業者が、自ら県民に対して化学物質管理目標及びその達成状況に関する情報を提供することにより、化学物質の管理に関する県民の理解を深めるため、県民への情報提供に努めるべきことを規定したものである。

事業者から県民への情報の提供方法については、事業所の業種特性、立地特性、取り扱っている化学物質の種類や量及び化学物質の管理の状況等を踏まえて各事業者が決定すべきものであり、改正条例では情報提供の具体的な方法を規定していないが、報告書の作成及び配布、ホームページへの掲載、説明会の実施、事業所での閲覧等によることとする。

(イ) 知事による化学物質管理目標等の取りまとめ及び取りまとめ結果の公表  
(条例第42条第3項及び施行規則第40条の3関係)

個々の事業所の化学物質管理目標等の情報は、事業者が自ら県民へ提供するよう努めるべきこととしたが、県内の化学物質対策について県民の理解を増進し、事業者の対策を推進するため、事業者全体の目標の達成状況や化学物質ごとの削減状況等について、県が取りまとめて公表することとした。

### 3 指針等の改廃

「神奈川県先端技術産業立地化学物質環境対策指針」は平成17年3月31日で廃止する。

なお、同指針に基づいて設置している地元の協議会等については、それぞれの構成員との協議や要請を踏まえて、適切な対応を図ることとされたい。

## 第2 施行期日

平成17年4月1日

標準様式 1 (第 21 条及び第 22 条関係) (用紙 日本工業規格 A4 縦長型)

環 境 配 慮 書

年 月 日

神奈川県知事 殿  
( 市長)

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称並  
びに代表者の氏名及び印)

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 16 条の規定により次のとおり提出します。

事業所の名称		
事業所の所在地		
提出が必要な 配慮事項	公害発生要因の低減	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
	化学物質の適正な管理	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
	化学物質の安全性に着目した環境への影響度	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
	廃棄物の抑制及び適正な処理	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
	二酸化炭素の発生の抑制	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
	環境にかかる組織体制の整備	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

備考 □のある欄には、該当する□内に✓印を記入し、「要」に該当する配慮事項に関する概要書を添付してください。

公害の発生要因の低減に関する配慮概要書

項目	環境配慮の概要
有害な物質の使用の回避	
有害な物質の発生の防止	
原材料及び水の使用並びにエネルギーの消費の見直し	
公共用水域の富栄養化の防止	
生活系排水の処理	
騒音及び振動の低減	
地下水の保全	
その他	

- 備考 1 配慮した内容がない場合は、該当欄に「なし」と記入してください。
- 2 記入しきれない場合は、別紙により提出してください。
- 3 参考資料がある場合は、添付してください。

標準様式 1 (第 21 条及び第 22 条関係) (付表 2) (用紙 日本工業規格 A4 縦長型)

化学物質の適正な管理に関する配慮概要書

項目	環境配慮の概要 (特記事項)			
管理組織の整備 (化学物質に係る管理組織図)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 化学物質単独	<input type="checkbox"/> 全体	
管理規程類の整備 (担当部署は規定類整備の中心となるところ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 化学物質単独	<input type="checkbox"/> 全体	
	名称: 担当部署:			
環境の保全に関する研修の実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 化学物質単独	<input type="checkbox"/> 全体	
事業所内の表示	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	具体例添付		
県民の理解の増進に関する事項	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 情報の提供	<input type="checkbox"/> 人材の育成	
化学物質の危険性及び有害性等の把握と評価	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 安全性影響度評価	<input type="checkbox"/> 管理目標	
新規導入化学物質等の危険性及び有害性等の評価	評価機関	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	評価基準	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
受入れ、保管、使用及び製造の量及び方法の把握 (具体例添付)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	対象化学物質:		
使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	具体例添付		
回収、除去及び処理のためのより効率的な技術の導入及び設備の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	具体例添付		
自己監視及び自主測定 (具体例添付)	環境中への排出の量及び方法の把握		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	環境汚染の実態把握		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
災害及び事故対策の実施				
施設及び設備等の整備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	具体例添付		
事故体制の整備	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	具体例添付		
関係機関等への通報	配慮施設等 (周辺地図添付)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> 連絡対象名簿 <input type="checkbox"/> 連絡網			
県民への情報の提供	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	具体例添付		
化学物質を含む廃棄物の量の把握と適正処理				
廃棄の量及び方法の把握	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	具体例添付		
化学物質を含む廃棄物の管理事項 (具体例添付)	廃棄物の発生抑制		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	廃棄物の適正保管		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	廃棄物の適正処理		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

備考 1 記入しきれない場合は、別紙により提出してください。

2 参考資料がある場合は、添付してください。

3 「管理組織の整備」、「管理規程類の整備」及び「環境の保全に関する研修の実施」については、「環境に係る組織体制の整備に関する配慮概要書」の記載内容と同じ場合 (全体にチェックした場合は、省略して差し支えありません。

化学物質の安全性影響度の評価に関する配慮概要書

項目		環境配慮の概要 (特記事項)	
評価対象物質の年間取扱量及び保管量の把握 (リスト添付)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 年間取扱量 <input type="checkbox"/> 年間保管量
		総 量 :	
評価対象物質の年間排出量の算出 (リスト添付)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 技術的な根拠のある数値 <input type="checkbox"/> 工程別排出係数 <input type="checkbox"/> 保管排出係数
		総 量 :	
安全性影響度によるランク付け		人の健康への影響	ランク ( )
		生態系への影響	ランク ( )
		総合ランク	
		配慮施設等 (周辺地図添付)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
安全性影響度リスト保管期間		年間	
安全性影響度の低減対策 (化学物質管理目標の概要)			
化学物質管理目標の作成		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	目標ランク
		<input type="checkbox"/> 人の健康への影響 <input type="checkbox"/> 生態系への影響	
管理目標を作成する対象項目	<input type="checkbox"/> 化学物質ごと	化学物質 :	
	<input type="checkbox"/> 取り扱う作業ごと	作業 :	
	<input type="checkbox"/> 事業所全体		
	<input type="checkbox"/> その他		
主な取組内容			
<input type="checkbox"/> 使用量及び使用計画の見直し (化学物質の減量化を含む) <input type="checkbox"/> 化学物質使用工程の改善 (効率化・設備改善を含む) <input type="checkbox"/> 公害防止装置の設置・改善 <input type="checkbox"/> 低毒性の化学物質への代替 <input type="checkbox"/> 管理体制の強化 <input type="checkbox"/> その他		具体的な内容	
化学物質管理目標の達成期間		ヵ年計画 ( 年 ~ 年)	
県民への情報の提供		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	具体例添付

- 備考 1 記入しきれない場合は、別紙により提出してください。  
 2 参考資料がある場合は、添付してください。

標準様式 1 (第 21 条及び第 22 条関係) (付表 3) (用紙 日本工業規格 A4 縦長型)

廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する配慮概要書

項 目	環境配慮の概要
長期使用、再利用又は再生利用	
減量化・再資源化を目指す処理方法	
適正な処理による公害防止	
その他	

(裏)

廃棄物の処理状況

区 分		一般廃棄物	産業廃棄物		
種 類					
発生量 (Kg/日・平均)					
処理	自己	処理方法			
		処理量(Kg/日)			
	委託	処理方法			
		処理量(Kg/日)			

- 備考
- 1 配慮した内容がない場合は、該当欄に「なし」と記入してください。
  - 2 記入しきれない場合は、別紙により提出してください。
  - 3 参考資料がある場合は、添付してください。
  - 4 廃棄物の種類の欄には、一般廃棄物及び産業廃棄物のうち特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物に該当するものについては、その旨を併記してください。

二酸化炭素の排出の抑制に関する配慮概要書

項 目	環境配慮の概要
燃焼の合理化	
熱損失の防止	
廃熱の回収	
設備の合理的使用	
二酸化炭素排出量の少ない 燃料の使用	
その他	

- 備考 1 配慮した内容がない場合は、該当欄に「なし」と記入してください。  
2 記入しきれない場合は、別紙により提出してください。  
3 参考資料がある場合は、添付してください。

環境に係る組織体制の整備に関する配慮概要書

項 目	整 備 の 状 況
環境保全のための方針の作成	
環境保全のための目標の設定	
環境保全のための計画の作成	
環境保全のための役割、責任及び権限の体制の明確化(組織図)	
点検管理の規準書の作成	
従業員教育計画書の作成	
環境に係る情報の把握及び公表の仕組みの整備	
事故等への対応手順書の作成	
事故防止のための訓練の実施	
環境保全の取組み状況等の定期的な点検の実施	
そ の 他	

- 備考 1 配慮した内容がない場合は、該当欄に「なし」と記入してください。  
 2 記入しきれない場合は、別紙により提出してください。  
 3 参考資料がある場合は、添付してください。